

2018年12月16日

事業主・一人親方の労働と労働に伴う経費に関する実態調査報告

調査研究メンバー（敬称略）

全京都建築労働組合 大阪建設労働組合 大阪建設労働組合堺支部
国土交通労働組合近畿建設支部 建設政策研究所関西支所

1. はじめに

[現状認識]

建設工事における主な経費は、材料費と機械費、労務費である。

積算に用いる労務費は、工事作業従事者の賃金（賞与含む）や手当などであり、退職金や法定福利費（社会保険の事業主負担）、福利厚生費や現場への移送費用、作業服や作業具、安全具や安全研修費などの経費（以下、「労働に伴う経費」という）は、現場管理費などに積算される。

建設業における見積及び請求は、実際にかかる費用に一般管理費等（事業の継続運営に必要な費用。付加利益含む）を加えている。実際にかかる費用とは、払うべき、払わなければならない費用であることから、雇用している技能労働者に社会保険を適用していれば、事業主負担分（法定福利費）も見積・請求することになる。一方負担していなければ、見積・請求は行えないであろう。

[問題設定]

価格による受注競争は、労務費だけでなく、労働に伴う経費を抑えることで、より有利になる。

建設工事の現場作業を担う事業主は、5人未満の小零細事業主が多く、事業主も労働者とともに現場で作業を行っている（以下、建設工事の現場で作業従事することを「現場労働」という）ものがほとんどである。労働者を雇っていない事業主は「一人親方」と呼ばれている。もちろん現場労働は本人（一人親方）が行う。

事業主や一人親方が現場労働を行った場合、福利厚生費や作業服、退職金などは見積・請求できるのだろうか、まして健康保険料や国民年金の一部（法定福利費相当額）などは・・・どうであろう。請求できるのは現場で働いた賃金分相当でしかないのなら、一番安い労働力は、事業主・一人親方、次が法定福利など負担しない事業所の技能労働者、そして事業主が法定福利費を負担する雇用労働者の順ではないか・・・

労働者から事業主になるには、相当の技量と収益が必要である。付加される責任と労働の報酬は、賃金と労働に伴う経費に加え、事業の継続運営に必要な費用（付加利益含む）が必要である。

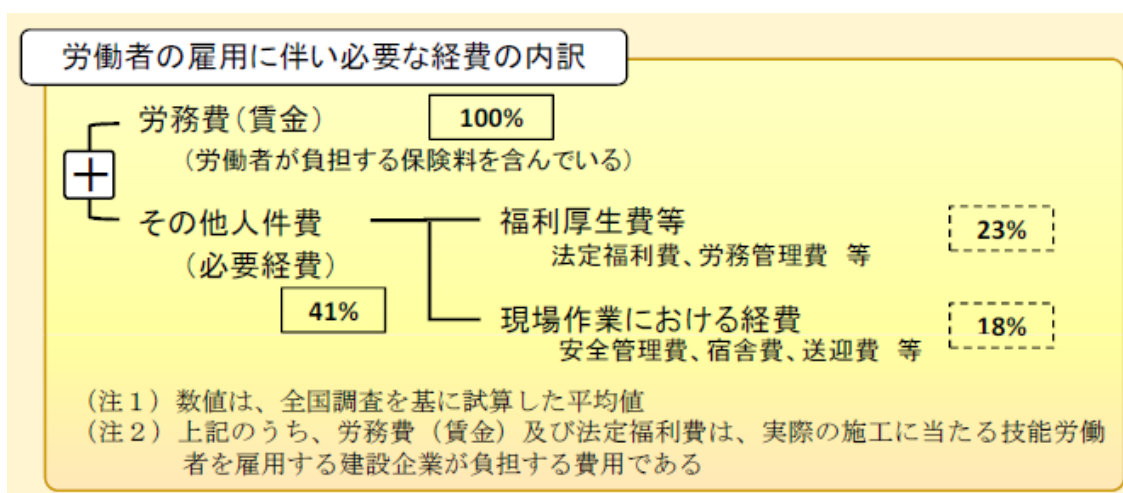
現場労働に、労働者も事業主・一人親方も区別はない。事業主や一人親方の「現場労働」であっても、法定福利費を含めた「労働に伴う経費」は、見積に反映され、請求し、支払われる必要がある。

労働に伴う経費は、どのような内容で、労務費に対する割合は、どの程度であろうか。

国土交通省（以下、「国交省」と略）は、2013年の「公共工事設計労務単価」の公表に伴い、労務単価は「建設労働者等の賃金相当額」であり、「雇用に伴い必要な経費は別途の項目で積算されている」ことを明らかにしている。そして、労務費に対する「雇用に伴い必要な経費」の割合は41%（図. 1）であると発表している。

そこで2017年3月18日付で国交省に「41%の内容と労務費に対する割合」の開示を求

図 1 労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



国交省：「平成25年度公共工事設計労務単価について」より
 め行政文書開示請求を行った。その結果、福利厚生費23%（法定福利費19% 労務管理費3%）。現場経費18%（安全管理費9% 営繕費7% 安全訓練費1%）と電話で回答があったが、人件費に関する必要経費の調査は、間接工事費等諸経費動向調査であるということで、4月1日付で国交省に再度「間接工事費等諸経費動向調査結果の集計と解析報告書の開示を求め行政文書開示請求を行ったが「根拠資料の保存期間が1年未満であり、廃棄している」との理由で不開示となった。

そこで、労働に伴う経費の内容と労務費に対する割合などを明らかにするため、労働に伴う経費の調査を実施する。事業主も含めた現場労働に対応する労働に伴う経費を試算し、労務賃金に対する経費の割合を示す。併せて国交省が示している「雇用に伴い必要な経費41%」と比較・検討する。

2. 実態調査

国交省が示した「雇用に伴い必要な経費41%」と比較・検討することを踏まえ、その調査内容を参考にして実態調査を行った。

〔公共工事における予定価格と実態調査〕

2013年の「公共工事設計労務単価」とともに公表された「雇用に伴い必要な経費41%」は、公共工事の積算を踏まえた「調査を基に試算した平均値」（図. 1）である。

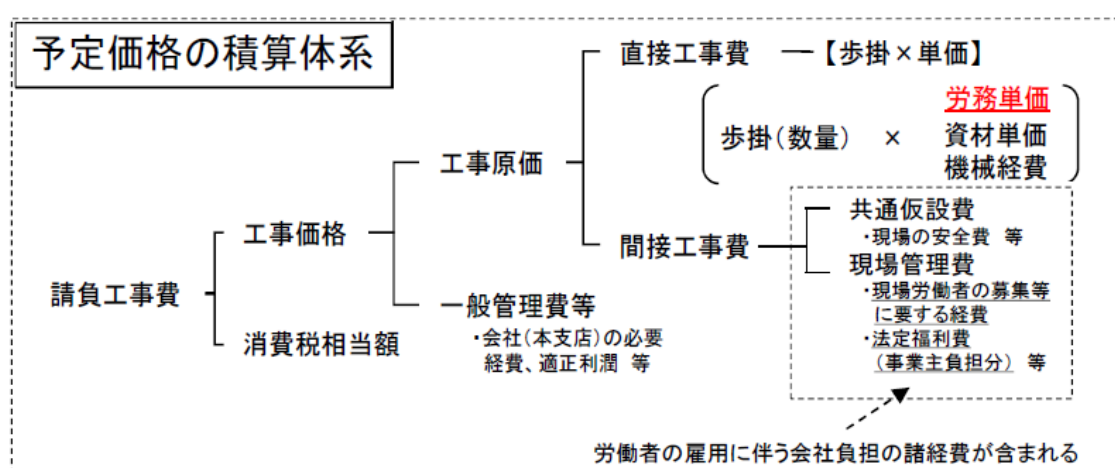
公共工事の積算は、工事の競争入札を前提にした予定価格を設定するためである。

予定価格は、「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と予算決算及び会計令の第 80 条 2 に定められており、実際の取引価格（市場価格・単価）の調査が行われている。

労務費は、毎年「公共事業労務費調査」が実施され、「公共工事設計労務単価」設定の基礎資料等とされている。調査対象労働者は、調査対象工事に従事した労働者のうち、調査対象職種（51 職種）に該当する労働者で下請の労働者も含まれる。企業の役員の場合でも、労働者としての賃金が分離でき、かつ労働者としての賃金水準が企業で雇用している同職種の他の労働者と特に変わらない場合に限り、労働者としての賃金部分が調査対象となる。また、建設会社との雇用契約によらない一人親方も調査対象である。賃金を経費込で受け取っている場合は、賃金と経費と分けて集計される。

雇用に伴い必要な経費は、積算において間接工事費の共通仮設費と現場経費に含まれている（図. 2）。間接工事費は、「建設工事費等諸経費動向調査」が毎年実施されている。共通

図 2 予定価格の積算体系



国交省：「平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」より仮設費は、直接工事費 × 共通仮設費率 + 積み上げにより算定される。現場管理費は純工事費（直接工事費 + 共通仮設費） × 現場管理費率 + 積み上げにより算定される。

[実態調査の内容（項目）]

調査項目は、賃金と労働時間・日数、経費である。賃金は事業主本人と常用職人、見習い、応援職人の賃金日額である。労働時間・日数は、事業主の現場労働時間と常用職人、見習い、応援職人の労働日数。経費は、公共工事の積算における「現場管理費」を見据えつつ、公共事業労務費調査の手引きの(1)公共工事の積算と公共工事設計労務単価（19 ページ）の「労務関係経費（図. 3）」をもとに、調査対象事業主の感覚に近い形で項目を設定した。

図 3 公共工事の積算における労務関係費

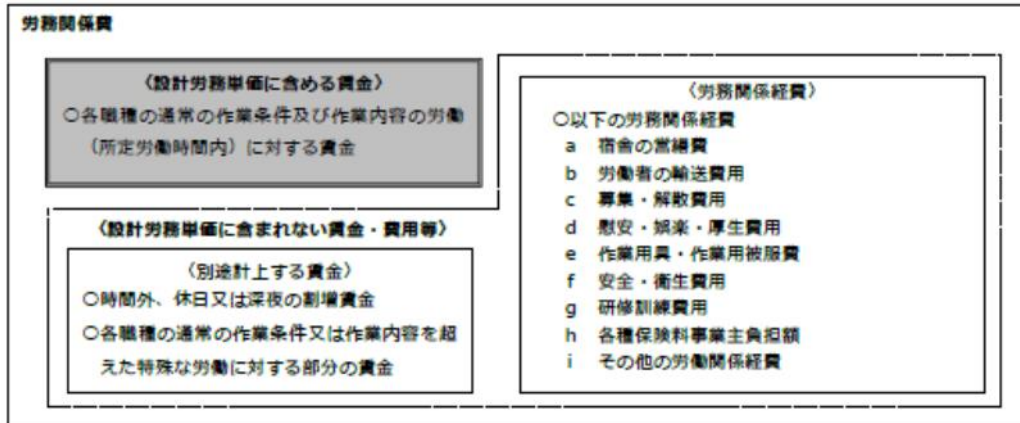


図-7-1 公共工事の積算における労務関係費

公共事業労務費調査連絡協議会：「公共事業労務費調査の手引き」より

(1)基礎調査項目

- ①事業所名
- ②住所
- ③電話番号
- ④業種
- ⑤主な仕事先（野丁場 町場 新丁場 その他）

(2)賃金に関する項目

- ①事業主本人の賃金日額
- ②常用の一人前の職人の賃金日額
- ③見習い職人の賃金日額
- ④応援職人の賃金日額

(3)労働数に関する調査項目

- ①基準就労時間（事業主が認識する1日の労働時間）
- ②基準就労日数（事業主が認識する1ヵ月の就労日数）
- ③事業主が現場労働した労働時間（毎日記録）
- ④常用と見習い職人、応援職人の就労状況（毎日記録）

(5)労働に伴う経費の項目（公共工事の積算における労務関係費と調査項目）

公共工事の積算における労務関係費 労務関係経費	調査（項目）
a 宿舎の営繕費	なし
b 労働者の輸送費用	輸送用の車両に関する費用（購入費、税金、保険料、

	車庫、現場の駐車場代、ガソリン代、高速代)。
c 募集・解散費用	なし
d 慰安・娯楽・厚生費用	現場でのお茶代。労災保険料。その他の厚生費。
e 作業用具・作業用被服費	手道具。作業服。
f 安全・衛生費用	安全具・研修費。
g 研修訓練費用	研修費。
h 各種保険料事業主負担額	社会保険料に関する事業主負担分。
i その他の労働関係経費	独自の退職金積立金。 建退共の証紙代。

3. 調査対象者等と特徴

[調査対象者]

調査対象者：京建労と大建労の組合員である事業主及び一人親方

調査対象者の職業：大工、左官、電気

[調査方法]

調査期間：2017年9月から11月 3ヵ月間

調査方法：日々の記録による実態調査（留置調査法）

有効回答：18人（回収19人）

	大工	左官	電気	総計
京建労	2人	1人	2人	5人
大建労堺支部	2人	3人		5人
大建労	2人	3人	3人	8人
総計	6人	7人	5人	18人

[調査対象者の特徴]

基準労働時間の平均（表. 1）は、7.9時間である。

基準労働時間とは、事業主（回答者）が認識する「職人が1日分の労働として位置付けている時間」である。

電気業は、若干少なめで平均7.4時間である。

表 1 組合・職種別 1ヵ月の基準労働時間

	大工	左官	電気	総計
京建労	8.5時間	7.0時間	6.8時間	7.5時間
大建労堺支部	8.0時間	8.3時間		8.2時間
大建労	8.0時間	8.3時間	7.8時間	8.1時間
総計	8.2時間	8.1時間	7.4時間	7.9時間

基準就労日数の平均（表. 2）は、23.2日である。

基準就労日数とは、事業主（回答者）が認識する「職人の1ヵ月間の基本的な就労日数」である。

表 2 組合・職種別 1 ヶ月の基準就労日数

大工は、若干多めで、左官は少なめである。

行ラベル	大工	左官	電気	総計
京建労	25.0日	23.0日	22.5日	23.6日
大建労堺支部	23.5日	23.5日		23.5日
大建労	25.5日	20.0日	23.7日	22.8日
総計	24.7日	21.9日	23.2日	23.2日

事業主と職人の就労と賃金の一覧を表 3 に示した。

表 3 事業主と職人 就労と賃金 一覧

番号	組合	職種	主な仕事先	1ヶ月平均					常用日給
				事業主の労働時間	事業主の就労日数	常用職人 就労日数	見習 就労日数	応援 就労日数	
1	京建労	大工	町場	214時間	23.7日		26.3日	6.0日	20,000円
2	京建労	大工	町場	191時間	23.9日				19,000円
3	京建労	電気	町場	88時間	13.5日				16,000円
4	京建労	電気	町場・新丁場	130時間	18.5日			7.3日	16,000円
5	京建労	左官	野丁場	214時間	17.5日			171.0日	18,000円
6	大建労堺支部	左官	町場・新丁場	142時間	15.8日	56.3日			16,000円
7	大建労堺支部	大工	町場	158時間	19.7日				18,000円
8	大建労堺支部	左官	野丁場	184時間	23.0日			4.3日	16,000円
9	大建労堺支部	大工	町場・その他	181時間	22.7日		48.3日		20,000円
10	大建労堺支部	左官	町場	133時間	16.7日			9.0日	18,000円
11	大建労	電気	町場	239時間	28.2日	49.7日	24.3日	11.3日	14,000円
12	大建労	電気	野丁場	205時間	25.7日				16,000円
13	大建労	電気	町場・その他	184時間	26.2日	25.0日	1.0日	6.3日	20,000円
14	大建労	大工	町場・その他	118時間	14.7日	24.3日		19.7日	15,000円
15	大建労	大工	町場	124時間	15.5日		4.0日	32.7日	18,000円
16	大建労	左官	町場	130時間	16.3日	0.7日		12.5日	18,000円
17	大建労	左官	野丁場	206時間	22.9日	5.3日		3.3日	18,000円
18	大建労	左官	新丁場	260時間	32.5日	86.7日			18,000円
		平均		172時間	20.9日	13.8日	5.8日	15.8日	17,444円

事業主の1ヶ月の平均労働時間は、少なくとも88時間、最も多いのは260時間、平均172時間である。就労日数にすると、最も少ないのが13.5日、最も多いのが32.5日、平均20.9日である。

事業主の就労日数は、3ヶ月の労働時間÷3ヶ月÷基準労働時間である。例えば1日に12時間働き、基準労働時間が8時間だった場合、12時間÷8時間で、就労日数は1.5日になる。事業主の就労日数が32.5日などとなるのはそのため、1ヶ月の基準就労日数が20日の場合、1.6ヶ月分の就労となる。

常用の職人がいるのは、5事業所（常用職人 就労日数が0.7日、5.3日の2事業所を除くと）だとすると27.8%である。全体の常用職人1ヶ月の就労日数平均は、13.8日である。

見習が常時働いているのは2事業所（見習 就労日数が1.0日、4.0日の2事業所を除くと）だとすると10.1%である。全体の1ヶ月の就労日数平均にすると5.8日である。

応援が加わって仕事をこなしているのは11事業所、61.1%である。今回の調査では、応援が加わっている理由を調査していないが、不安定な受注と職人を雇用する負担から応援に頼る場合が多いのではないかと推察される。

常用の日給は14,000円から20,000円と幅があり、平均17,444円である。常用の日給とは、事業主（回答者）が認識する「常用の一人前の職人」の1日の賃金である。

一人親方と判断されるのは、番号で 2、3、4、7、8、10、12、16、17 の 9 事業所、50% だろう。職種では大工 6 事業所中 2 事業所で、33.3%の事業所。左官は 7 事業所中 4 事業所で、57.1%の事業所。電気は 5 事業所中 3 事業所で、60%の事業所である。

4. 集計分析上の留意事項

- (1) 「公共工事設計労務単価」とともに公表された「雇用に伴い必要な経費 41%」は、労務費に対する割合であり、見習でなく一人前の職人の賃金相当と理解される。法定福利費などは 1 ヶ月の賃金に対して算出される。そのことから、一人前の常用職人の 1 ヶ月当たりの賃金収入（月収）と経費を基本に集計し、分析する。
- (2) 1 ヶ月の一人当たりの月収は、一人前の常用職人の日給×事業主が示す基準就労日数とした。
- (3) 一人前の職人の 1 ヶ月当たりの経費は、1 ヶ月間の経費÷1 ヶ月間の就労人数（一人前の職人の就労日数÷事業主が示す基準就労日数）である。
1 ヶ月間の就労人数は、事業主と一人前の常用職人、見習の職人、応援の職人の 1 ヶ月の就労日数の合計である。
事業主の場合の就労日数は、先に記述したように、労働時間合計÷基準労働時間である。
見習職人の場合は、賃金額と就労結果を対比させ、見習職人日給÷常用職人日給＝割合×見習職人の就労日数によって、一人前の職人の就労日数に換算している。
- (4) 集計分析の基本にする賃金日額は、「常用の一人前の職人」である。
- (5) 法定福利費（社会保険料の事業主負分）は、当然対象となる経費であるから、負担していない場合は、常用職人に支払う賃金に含まれているとして、法定福利費と日給（月収）を算出する。事業主が負担している場合は、賃金に一度加算し、その後負担していない場合と同じ処理をする。事業主が負担する法定福利費の保険料率は、国交省の指導をもとに一般社団法人フローリング協会や（一社）日本シャッター・ドア協会が示している 15.15%を適用する。
- (6) 建退共の証紙代は、当然対象となる経費である。負担していない場合は、常用職人の賃金に含まれているとして、建退共証紙代負担分と日給（月収）を算出する。事業主が負担している場合は、その額を賃金に加算し、その後負担していない場合と同じ処理をする。証紙代は、1 日 310 円であるから、310 円×基準就労日数が、職人 1 人につき事業主が負担する月額建退共証紙代である。
- (7) 車両に関連する経費は、職人を現場へ移送する行為によるものである。したがって資材や機械等の保管のための倉庫や、経理を行う事務所の費用は、この調査での経費の対象としない。車両を家事や事業主としての行為（営業や工事の見積、請求、接待等）に使用する割合は、この調査の経費から除外され、現場移送の割合×車両価格や保険料、税金、車の地代家賃が、車両に関する経費である。車両価格の 1 年間の経費は、購入価格÷購入頻度で割り算出する。例えば購入価格が 200 万円で 3 年ごとに買い替える場合は、購入頻度は 3 年であるが、下取りが 50 万円あれば、購入価格は差し引き 150

万円であり、1年分の購入価格は50万円になる。車両が2台ある場合は、それぞれで計算する。

5. 経費の算出と特徴

(1) 労働者の輸送費用（輸送用の車両に関する費用）

（購入費、税金、保険料、車庫、現場の駐車場代、ガソリン代、高速代）

① 車両の購入費（表. 4）

1ヵ月あたりの車両購入経費は、購入費÷購入頻度×移送使用割合で求めた。

車両は4つの事業所が2台を事業に使用していたが、以外は1台であった。また2事業所はリース契約によるが、以外は購入している。

購入価格は、70万円から300万円であり、1台当たりの平均価格は約138万円である。購入頻度は9.5年で現場移送に使用する割合は89.7%であった。

表 4 車両購入費と購入頻度、使用割合 一覧

番号	組合	職種	購入費	購入頻度	使用割合
1	京建労	大工	1,080,000円	10年	100%
			1,500,000円	12年	100%
2	京建労	大工	240,000円	1年	100%
3	京建労	電気	1,200,000円	7年	100%
4	京建労	電気	360,000円	1年	90%
5	京建労	左官	1,000,000円	15年	34%
6	大建労堺支部	左官	1,200,000円	12年	90%
			1,500,000円	12年	90%
7	大建労堺支部	大工	850,000円	10年	90%
8	大建労堺支部	左官	900,000円	10年	70%
9	大建労堺支部	大工	3,000,000円	10年	90%
10	大建労堺支部	左官	1,200,000円	3年	100%
11	大建労	電気	940,000円	6年	100%
12	大建労	電気	700,000円	10年	80%
13	大建労	電気	1,600,000円	10年	100%
14	大建労	大工	2,300,000円	7年	100%
			860,000円	12年	100%
15	大建労	大工	1,500,000円	10年	70%
16	大建労	左官	800,000円	7年	100%
17	大建労	左官	1,800,000円	6年	80%
18	大建労	左官	1,680,000円	10年	100%
			1,995,000円	10年	100%

② 車両の税金、保険料、車庫（地代家賃）、ガソリン代の費用

1ヵ月の税金等の経費は、1ヵ月の費用×移送に使用割合である。

一人前の職人の1ヵ月当たりの経費（以下、「職人1ヵ月経費」という）は、留意事項にも記述したが、1ヵ月の経費÷1ヵ月間の就労人数である。

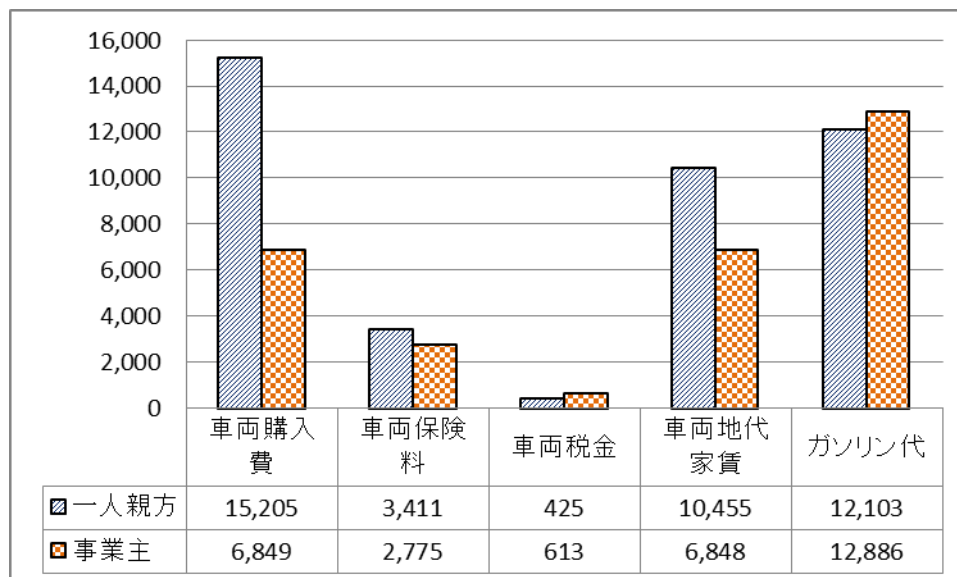
車両の地代家賃は、事業所によって差があるようで、ゼロというのでも4事業所であった。ガソリン代も差があるようである。ガソリン代の職人1ヵ月経費は844円から23,988円である。

常用・見習、応援の職人の就労状況から9事業所を一人親方に分類し、以外を事業主とした。

車両の購入費、保険料、税金、地代家賃、ガソリン代について、職人1ヵ月の経費

を一人親方と事業主で比較したのが図. 4である。

図 4 車両の購入費、保険料、税金、地代家賃、ガソリン代
職人 1 ヶ月経費 一人親方と事業主の比較



一人親方の車両購入費は、事業主の 2 倍を超えている。地代家賃も一人親方が 1.5 倍程度多い。以外の経費はさほど変わらない。

③高速代、現場の駐車場代

作業する現場によっては、高速を利用する。また現場で駐車料金を必要とする場合もある。

仕事先別に高速代と現場の駐車場代の職人 1 ヶ月経費を表. 5 に示した。

高速代は町場が他の仕事先に比べ少ない。高速代がゼロの事業所は約 3 分の 1 の 7 事業所である。その内 6 事業所が町場である。

現場の駐車場代は、町場が多く負担している。負担の無い（ゼロ）の事業所は 5 である。元請などが負担してくれる現場もあるのではないだろうか。

高速代や現場の駐車場代は、一律に判断するのではなく、現場や事業所の負担状況など個々の条件を踏まえ、検討する必要がある。

表 5 仕事先別 高速代、現場の駐車場代
(職人 1 ヶ月経費)

	事業所数	高速代	現場の駐車場代
町場	8	2,356円	18,495
町場・その他	3	3,803円	10,237
町場・新丁場	2	5,603円	5,152
新丁場	1	15,081円	0
野丁場	4	21,131円	13,508
総計	18	7,837円	47,392

(2) 各種保険料事業主負担額（社会保険料に関する事業主負担分）と

その他の労働関係経費（独自の退職金積立金、建退共の証紙代）

①社会保険料に関する事業主負担分（法定福利費）

社会保険料を負担している事業所は1つあった。以外は負担していない。

社会保険料の事業主負担分（法定福利費）は、当然対象となる経費であるから、事業主が負担している場合は、一度その額を賃金に加算し、その後負担していない場合と同じように、賃金から法定福利費を差し引き、日給（月収）を求める。1ヵ月分の法定福利費は月収×雇用保険と健康保険、介護保険、厚生年金、児童手当拠出金の料率（15.15%）である。

15.15%の料率は、国交省の指導をもとに業者団体が保険料率を示している15.15%を適用している（図. 5）。

図 5 一般社団法人フローリング協会の標準見積書及び法定福利費算出

社会保険未加入対策

標準見積書作成及び法定福利費算出

一般社団法人フローリング協会

H25. 12

雇用保険 1.05%	}	15.15% × 労務費
健康保険 4.985% + (介護保険) 0.405%		
厚生年金 8.56% + (児童手当拠出金) 0.15%		

一般社団法人フローリング協会 HP より 2018年12月7日閲覧

②独自の退職金積立金と建退共の証紙代

独自の退職金積立金または建退共の証紙代を負担している事業所は2つあった。負担している場合、一度その額を賃金に加算し、その後負担していない場合と同じように、賃金から建退共証紙代を差し引き、日給（月収）を求める。1ヵ月分の建退共証紙代は1日310円の証紙代×基準就労日数である。

③手取りの日給と月収、法定福利費と建退共証紙代の経費

賃金から法定福利費や建退共の証紙代を差し引く前と後を明確に表現するため、差し引いた後の賃金を手取り日給、あるいは手取り月収と表示した。

18事業所の手取りの日給と月収、法定福利費と建退共証紙代の一覧を表. 6に示した。

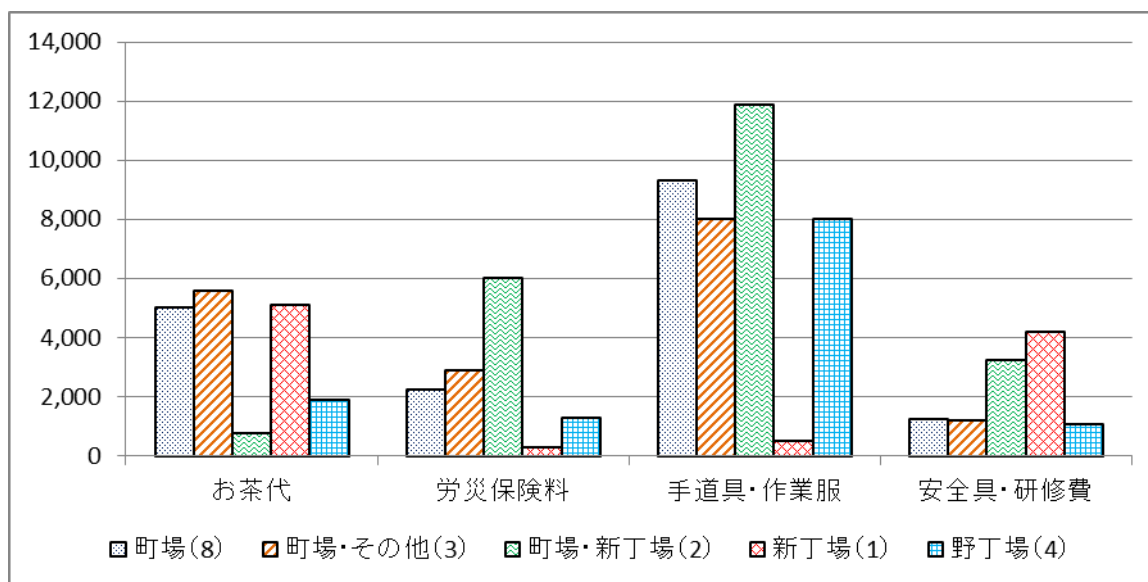
平均値は、法定福利費が52,822円、建退共の証紙代が7,190円。賃金から差し引いた手取り日給の平均は15,023円、手取りの月収が348,730円であった。

表 6 手取りの日給と月収 法定福利費と建退共証紙代の一覧

番号	組合	職種	主な仕事先	常用手取り 日給	常用 月収 (手取り)	常用 法定 福利費	常用 建退 共
1	京建労	大工	町場	18,836円	470,908円	71,342円	7,750円
2	京建労	大工	町場	16,231円	405,775円	61,475円	7,750円
3	京建労	電気	町場	13,626円	272,514円	41,286円	6,200円
4	京建労	電気	町場・新丁場	13,626円	340,643円	51,607円	7,750円
5	京建労	左官	野丁場	15,606円	358,948円	54,381円	7,130円
6	大建労堺支部	左官	町場・新丁場	13,626円	320,204円	48,511円	7,285円
7	大建労堺支部	大工	町場	15,363円	337,977円	51,203円	6,820円
8	大建労堺支部	左官	野丁場	13,626円	299,766円	45,414円	6,820円
9	大建労堺支部	大工	町場・その他	17,099円	427,486円	64,764円	7,750円
10	大建労堺支部	左官	町場	15,363円	384,064円	58,186円	7,750円
11	大建労	電気	町場	12,482円	312,058円	47,277円	7,750円
12	大建労	電気	野丁場	13,626円	313,391円	47,479円	7,130円
13	大建労	電気	町場・その他	17,099円	393,287円	59,583円	7,130円
14	大建労	大工	町場・その他	12,757円	318,932円	48,318円	7,750円
15	大建労	大工	町場	15,363円	399,427円	60,513円	8,060円
16	大建労	左官	町場	15,363円	230,439円	34,911円	4,650円
17	大建労	左官	野丁場	15,363円	384,064円	58,186円	7,750円
18	大建労	左官	新丁場	15,363円	307,251円	46,549円	6,200円
総計(平均)				15,023円	348,730円	52,833円	7,190円

(3) 現場でのお茶代、労災保険料、手道具、作業服、安全具、研修費 (図. 6)

図 6 1ヵ月一人当たりの現場のお茶代、労使保険料、手道具・作業服、安全具・研修費



①現場のお茶代

負担がないのは4事業所で、22.2%である。以外の事業所では1ヵ月一人当たり1,400円から12,000円程度の負担があり、平均は3,961円である。野丁場に比べ町場の方が多めである。

②労災保険料

保険料の負担がないのは4事業所、22.2%である。1ヵ月一人当たり平均2,446円である。

③手道具・作業服

負担がないのは3事業所、16.7%である。1ヵ月一人当たり少ない事業所で503円、多い事業所では33,453円と幅がある。

平均は8,618円であるが、大工(表.7)は左官や電気の3倍強である。

表7 職種別1ヵ月一人当たりの手道具・作業服の経費

手道具	大工(6)	左官(7)	電気(5)	総計(18)
作業服	15,428円	5,980円	4,139円	8,618円

④安全具・研修費

負担がないのは5事業所、27.7%である。1ヵ月一人当たり平均で1,573円である。

(4) 応援持ち経費

建設業の現場作業に必要な人数は、受注や工程の都合から、日々違ってくる。常時抱えている職人で足りない場合は、他の事業主やその事業所の職人に作業を依頼する、それが応援である。

応援の職人は、手道具や作業服、現場への移動の費用も応援の事業所が負担することがある。それゆえ雇っている職人に比べ、応援の職人の賃金が高い場合がある。その差は、いわゆる経費分だとの認識が事業主に多い。

今回の調査では、一人前の常用職人の1日の賃金と応援の職人の1日賃金で差があった場合、その差を「応援持ち経費」として示し、集計した。

「調査対象者の特徴」でも記述したが、応援が加わって仕事をこなしているのは11事業所、61.1%である(表.8)。

その内、常用職人と応援の職人で賃金日額の差があるのは6事業所、54.5%である。その差は、2,000円が半数であった。

表8 事業所と応援 応援持ち経費

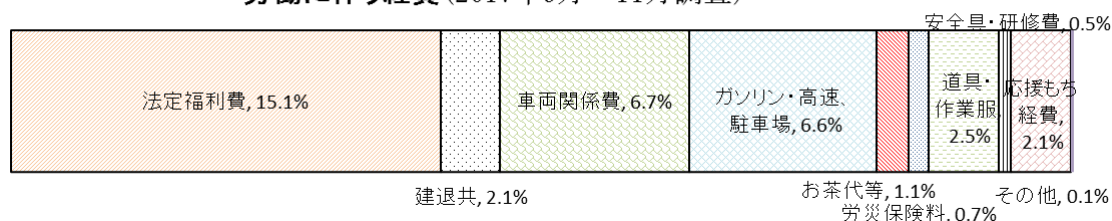
調査事業所	18事業所	
応援ある事業所	11事業所	61.1%
常用職人と応援の賃金に差がある	6事業所	54.5%
その差		
2,000円	3事業所	50.0%
3,000円	1事業所	16.7%
5,000円	1事業所	16.7%
6,000円	1事業所	16.7%

6. 労働に伴う経費

(1) 労働に伴う経費は 37.4% (図. 7)

図 7 労働に伴う経費 37.4%

労働に伴う経費 (2017年9月～11月調査)



手取り月収 348,730円 100%							
法定福利費	建退共	車両購入費	車両保険料	車両税金	車両地代家賃	ガソリン代	高速代
15.1%	2.1%	3.2%	0.9%	0.1%	2.5%	3.6%	2.2%
52,833円	7,190円	11,027円	3,093円	519円	8,651円	12,494円	7,837円
現場駐車場	お茶代等	労災保険料	その他	道具・作業服	安全具・研修費	応援もち経費	合計
0.8%	1.1%	0.7%	0.1%	2.5%	0.5%	2.1%	137.4%
2,633円	3,961円	2,446円	466円	8,618円	1,573円	7,329円	479,400円
労働に伴う経費合計 130,670円 37.4%							

(2) 手取り平均月収 348,730円 手取り平均日給 15,023円

表 9 手取り月収・日給計算 一覧

番号	組合	職種	常用賃金日給	法定福利等加算額	加算後の日給	基準就労日数	月収	常用 法定福利費	常用 建退共	手取り月収	手取り日給
1	京建労	大工	20,000円	2,000円	22,000円	25.0日	550,000円	71,342円	7,750円	470,908円	18,836円
2	京建労	大工	19,000円	0円	19,000円	25.0日	475,000円	61,475円	7,750円	405,775円	16,231円
3	京建労	電気	16,000円	0円	16,000円	20.0日	320,000円	41,286円	6,200円	272,514円	13,626円
4	京建労	電気	16,000円	0円	16,000円	25.0日	400,000円	51,607円	7,750円	340,643円	13,626円
5	京建労	左官	18,000円	281円	18,281円	23.0日	420,458円	54,381円	7,130円	358,948円	15,606円
6	大建労堺支部	左官	16,000円	0円	16,000円	23.5日	376,000円	48,511円	7,285円	320,204円	13,626円
7	大建労堺支部	大工	18,000円	0円	18,000円	22.0日	396,000円	51,203円	6,820円	337,977円	15,363円
8	大建労堺支部	左官	16,000円	0円	16,000円	22.0日	352,000円	45,414円	6,820円	299,766円	13,626円
9	大建労堺支部	大工	20,000円	0円	20,000円	25.0日	500,000円	64,764円	7,750円	427,486円	17,099円
10	大建労堺支部	左官	18,000円	0円	18,000円	25.0日	450,000円	58,186円	7,750円	384,064円	15,363円
11	大建労	電気	14,000円	683円	14,683円	25.0日	367,084円	47,277円	7,750円	312,058円	12,482円
12	大建労	電気	16,000円	0円	16,000円	23.0日	368,000円	47,479円	7,130円	313,391円	13,626円
13	大建労	電気	20,000円	0円	20,000円	23.0日	460,000円	59,583円	7,130円	393,287円	17,099円
14	大建労	大工	15,000円	0円	15,000円	25.0日	375,000円	48,318円	7,750円	318,932円	12,757円
15	大建労	大工	18,000円	0円	18,000円	26.0日	468,000円	60,513円	8,060円	399,427円	15,363円
16	大建労	左官	18,000円	0円	18,000円	15.0日	270,000円	34,911円	4,650円	230,439円	15,363円
17	大建労	左官	18,000円	0円	18,000円	25.0日	450,000円	58,186円	7,750円	384,064円	15,363円
18	大建労	左官	18,000円	0円	18,000円	20.0日	360,000円	46,549円	6,200円	307,251円	15,363円
総計(平均)			17,444円	165円	17,609円	23.2日	408,752円	52,833円	7,190円	348,730円	15,023円

手取り月収は、一人前の職人の1ヵ月の手取りの収入である。算出は下記による。

(常用の一人前の職人の賃金日額+事業主が負担している社会保険及び退職金・建退共証紙代) × 基準就労日数 - (賃金に含まれる、法定福利費+建退協証紙代) = 手取り日給である。

手取り日給×事業主が示した1ヵ月の基準就労日数＝手取り月収である。

総計を例にすると(17,444円+165円)×23.2日＝408,752円－(52,833円+7,190円)
＝手取り月収348,730円÷23.2日＝手取り日給15,023円である。

1日2万円の賃金であっても、法定福利費等を含んでいるので控除すると3千円程度減り、1万7千円ほどだ。

(3) 行政文書開示請求の回答による経費項目と実態調査の経費項目

表 10 情報公開請求の回答による経費項目と実態調査の経費項目

行政文書開示請求の回答による経費項目		実態調査の経費項目			
福利厚生費 23%	法定福利費 19%	福利厚生費	21.5%	法定福利費	15.1%
				建退共証紙代	2.1%
				労災保険料	0.7%
	労務管理費 3%			お茶代等	1.1%
				道具・作業服	2.5%
現場経費 18%	安全管理費 9%	現場経費	15.9%	安全具・研修費	0.5%
	安全訓練費 1%				
	営繕費 7%			車両購入費	3.2%
				車両保険料	0.9%
				車両税金	0.1%
				車両地代家賃	2.5%
				ガソリン代	3.6%
				高速代	2.2%
				現場駐車場	0.8%
	雑費			応援もち経費	2.1%
				その他	0.1%

(4) 福利厚生費

行政文書開示請求の回答（以下、「開示請求回答」という）の福利厚生費は23%である。そのうち法定福利費は19%であるが、内容を見ると、現場従業員及び現場労働者に関する「労災保険料」や「建設業退職金共済制度（建退共）に基づく事業主負担額」とある。

① 法定福利費

開示請求回答の法定福利費は、19%である。実態調査の法定福利費は、先に説明したように15.15%である。それに労働保険料0.7%と建退共証紙代2.1%の合計が2.8%であり、開示請求回答の法定福利費に対応する調査結果は、17.9%と1%程度少ない。

② 労務管理費

開示請求回答の労務管理費は3%である。実態調査のお茶代等は1.1%。道具・作業服は2.5%。合わせて3.6%である。開示請求回答より1%程度多い。

(5) 現場経費

開示請求回答の現場経費は 18%である。

①安全管理費

開示請求回答の安全管理費は 9%、安全訓練費が 1%、合わせて 10%である。その項目に該当する実態調査は、安全具・研修費の 0.5%である。9.5%も少ない。

国の調査対象企業と実態調査の事業所と職域や規模などで差があるのではないか。

②営繕費

開示請求回答の営繕費は、労働者宿舍の営繕や労働者の輸送に要する費用などであるが、調査対象事業主に関連する要素としては、職人の現場輸送に要する費用にしぼられると考えた。したがって輸送にかかる車両の購入費、税金、保険料、地代家賃（車庫）、ガソリン代と高速代、現場の駐車場代を実態調査の項目に設定した。

開示請求回答の営繕費は 7%であるが、実態調査では 13.3%になった。

先に述べたように車両の購入費は、事業規模の小さい一人親方の経費負担が多く、高速代やガソリン代、現場の駐車場代は、作業する現場環境によって負担に差があると推察される。事業規模の小さい方が負担が大きく、国の調査対象者と実態調査の事業所に差があるのではないか。

③雑費

開示請求回答では項目があるが割合は示されていない。実態調査は経費にその他の項目を設定したところ 1 事業所から回答があった。また先に述べたように一人前の常用職人と応援の賃金日額に差がある場合は「応援持ち経費」として集計したので、その二つを開示請求回答の雑費に対応させた。

実態調査の集計ではその他が 0.1%、応援持ち経費が 2.1%であった。

応援のあるなしや、常用職人との賃金差のあるなしなど、踏まえて検討する必要がある。

(6) まとめにかえて

国による調査でも経費負担の実態が明らかになり、国もその費用が下請等に支払われ、従事する職人に適用されることを求めている。

今回の調査において、建設工場の現場で職人が働くためには、賃金以外に様々な経費が必要であり、その金額は賃金の 40%弱にもなることが明らかになった。

その経費分を事業主や一人親方が請求し、支払いを受けることが出来なければ、事業主が身を切るか、職人にしわ寄せするかしかなないのである。

経費に対する正当性を広げるとともに、現場作業を担う事業所に支払われ、働く職人の労働条件の改善につなげなければならない。